

神奈川県信用保証協会常勤役員退職手当支給規程

(退職手当の支給)

第1条 神奈川県信用保証協会定款第13条及び第16条第2項に規定する常勤の役員(以下「常勤役員」という。)が退職した場合は、その退職した者(以下「役員退職者」という。)(死亡により退職したときは、その遺族)に、退職手当を支給する。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、退職した時の報酬月額に次の各号に掲げる職に在職した月数と当該各号に掲げる割合とを乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 会 長 | 100分の25 |
| (2) 専務理事 | 100分の24 |
| (3) 常務理事又は常任監事 | 100分の23 |

(在職した月数の計算)

第3条 在職した月数の計算は、職についた日の属する月からその職を離れた日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、常勤役員退職手当に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日から適用する。
- 2 役員退職者が、常勤理事として在職していた場合は、常勤理事として在職した期間を常務理事の在職した期間とみなし、この規程を適用する。
- 3 この規程は、国家公務員又は地方公務員であった者で、平成15年4月1日以降、常勤役員に就任したもの(同日前に常勤役員であった者で、同日以降、再任されたものを除く。)については、適用しない。

附 則

この規程は、平成14年10月30日から施行する。